

セコム・ホームセキュリティのご契約説明書

本書には、「セコム・ホームセキュリティ契約についての重要事項」「セコムからのお知らせ」「ご利用規定」が記載されています。

重要事項には、ご契約内容の一部として「セコム・ホームセキュリティのサービス提供条件」「ご利用規定の説明」「セコム・ホームセキュリティ盗難保険と建物損害修復費用見舞金について」が記載されていますので、内容をよくお読みください。

また、「セコムからのお知らせ」にはサービスをご利用いただくにあたってのお願いが記載されていますので、ご確認くださいませよう重ねてお願い申し上げます。

セコム株式会社

代表取締役社長 原口 兼正

東京都渋谷区神宮前 1-5-1

電話 0120-33-6624

本書は、警備業法および全国警備業協会が定めた消費者契約に関するガイドラインに従って作成されています。ご不明な点がございましたら、弊社担当事業所またはお客様ご相談窓口(12ページに記載)までお問い合わせください。

もくじ

セコム・ホームセキュリティ契約についての重要事項	
1. セコム・ホームセキュリティのサービス提供条件	1
2. セコム・ホームセキュリティご利用規定の説明(機器レンタルの場合)	3
3. セコム・ホームセキュリティオンラインご利用規定の説明(機器お買い取りの場合)	5
4. セコム・ホームセキュリティ盗難保険と建物損害修復費用見舞金について	7
セコムからのお知らせ	
5. 通信回線についてのご注意事項	9
6. サービスをご利用いただくにあたって	10
7. 個人情報の取り扱いについて	11
8. お客様ご相談窓口	12
ご利用規定	
9. セコム・ホームセキュリティご利用規定(機器レンタルの場合)	13
10. セコム・ホームセキュリティオンラインご利用規定(機器お買い取りの場合)	14

1. セコム・ホームセキュリティのサービス提供条件

(1) システムの概要とセキュリティプランニングについて

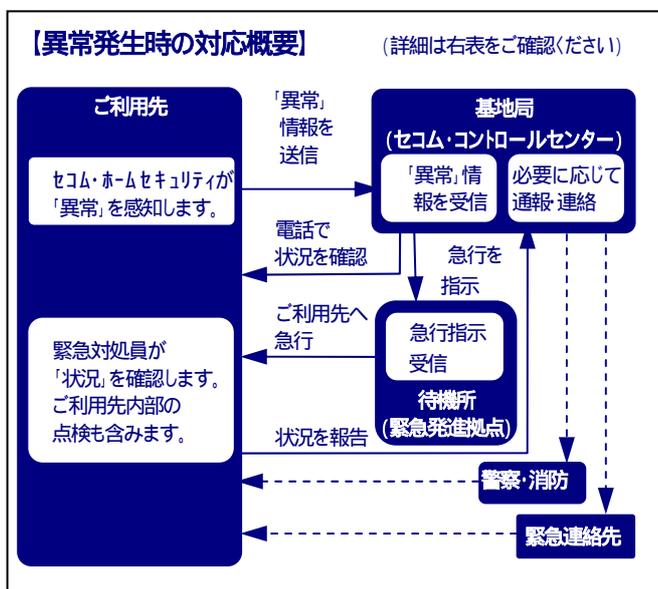
セコムは、ホームコントローラー、防犯センサー、火災センサーおよび非常ボタンなどのセキュリティ機器をセキュリティサービス対象施設(以下「ご利用先」といいます)に設置します。

セキュリティ機器の設置場所、種類および機能については、プランニング図面(「プランニング・ご利用上の注意」を含みます)をご覧ください。

センサーが「異常」を感知した場合および非常ボタンが押された場合は、「異常」情報が通信回線によりセコム・コントロールセンターに送信されます。

(2) 提供サービスについて

お客様側がセキュリティ機器を取扱説明書等に従って操作し、セコムがその結果送信される「異常」情報を受信したとき、セコムは、次ページの「サービス一覧」に掲載のセコム・ホームセキュリティサービス(以下「サービス」といいます)のいずれかまたは全部を毎日24時間提供します。



セコムは、お客様の機器(自動火災報知設備などセコム・ホームセキュリティシステム以外の機器)を、セコム・ホームセキュリティに接続し、それにより感知される「異常」情報を監視するときは、受信した「異常」情報の種類に応じてのサービスを提供します。この場合、お客様の機器はお客様の責任と費用負担で定期的に保守点検を行い、その正常動作を維持してください。

(3) 異常発生時の対応について

セコムは、ご利用先から「異常」情報を受信し、ご利用先に急行した際、原則としてお客様側に連絡することなくご利用先の敷地内・建物内に入り、点検を行います。

セコムは、サービスの提供に際し、状況確認後に当初受信した「異常」情報とは別の「異常」の内容を知った場合は、次ページの「サービス一覧」に定めるところに従って適切に対応します。

セコムは、サービスの提供に際し、必要と認めるときは、事前に登録された事故発生後の連絡先(以下「緊急連絡先」といいます)のいずれかに、あらかじめ定められた順序に従って電話し、ご利用先まで来ていただくなどの必要な要請を行います。

緊急対応員がご利用先で状況を確認したときは、お客様に文書で報告します。

緊急連絡先およびその連絡順序に変更がある場合、お客様は必ず事前にセコムまでお知らせください。

消火活動に際して消防隊は扉・窓などを破壊する場合がありますが、お客様はセコムまたは消防隊に、この破壊に対する損害賠償を請求することができません。

(4) 警備員について

監視業務を行うコントロールセンターの警備員(以下「管制員」といいます)およびご利用先への対処業務を行う緊急対応員は、警備業法に定められた教育およびセコムが定める研修を受講しています。

管制員および緊急対応員は、1件の「異常」情報に対して、原則としてそれぞれ1名で対応します。

緊急対応員は、警備業法に基づいて公安委員会に届出した制服を着用し、車両、無線機、警棒および懐中電灯など、サービスに必要な機材を使用します。

(5) 鍵・ライフカードの管理について

「異常」情報に基づいて緊急対応員がご利用先の敷地内および建物内を点検するために、ご利用先の門扉および玄関などの出入り口の鍵をお客様の費用負担で2組複製し、セコムに預けていただきます。セコムは預り証を発行して、責任を持って保管・管理します。万一セコムの過失により、お客様にご迷惑をおかけした場合は、必要に応じてセコムの費用負担で鍵を取り替え、お客様の損害について賠償責任を負います。

鍵を変更される場合、お客様は、速やかにセコムに連絡し、と同様に新しい鍵をお客様の費用負担にて2組複製し、セコムに預けていただきます。

セコム・ホームセキュリティの操作時に使用するカード(以下「ライフカード」といいます)はお客様の責任で管理してください。ライフカードの追加発行は有料です。

(6) セキュリティ機器の維持管理の方法について

セキュリティ機器は、お客様の責任で、取扱説明書に従い必ず1か月に1回定期的に点検してください。

お客様側は、セキュリティ機器の故障または異常を見つけたときは、直ちにセコムに通知し点検を要請してください。セコムは、お客様側から通知を受けたときは、速やかに点検を行い、必要に応じて修理または交換を行います。

(7) 通信回線、その他の費用について

セコム・ホームセキュリティは、「異常」情報および屋外画像監視サービスの画像を送信するときにお客様側が通信回線をご利用中の場合、「異常」情報等の送信を優先して、お客様側がご利用中の通信を切断することがあります。通信の切断により発生した事態・損害について、セコムは責任を負いません。

セコムの責任によらない通信回線・通信設備の不具合により「異常」情報等が送信されない場合は、そのために発生した事態・損害について、セコムは責任を負いません。

お客様側がご利用中の電話回線・電話設備が故障やメンテナンス中などの理由で通話できない場合は、セコムからの状況確認の電話ができなくなるため、「異常」情報等を受信した後、直ちに関係機関に連絡することがあります。

お客様側がセキュリティ機器をご利用になるために必要な電気料金およびセキュリティ機器の信号等の送出にかかる通信料金は、お客様のご負担となります。

(8) サービスの再委託について

サービスを他社に委託することはありません。

(9) その他の特約事項について

該当する場合は、別紙の内容によります。

【サービス一覧】

サービス名	サービス内容
基本サービス	<p>A. 防犯サービス</p> <p>セコムは、「異常」情報を受信したとき、「異常」情報に基づいて、警備員(以下「緊急対応員」と言います)をご利用先に急行させるとともに、ご利用先の指定された電話に速やかに電話します。 電話の結果、異常事態発生と判断したときは、直ちに警察へ通報します。 電話連絡がつかないときは、緊急対応員がご利用先で異常の有無を確認し、必要に応じて警察へ通報します。</p>
	<p>B. 火災監視サービス</p> <p>セコムは、「異常」情報を受信したとき、「異常」情報に基づいて、緊急対応員をご利用先に急行させるとともに、ご利用先の指定された電話に速やかに電話します。 電話の結果、火災発生と判断したときは、直ちに消防へ通報します。 電話連絡がつかないときは、緊急対応員がご利用先で異常の有無を確認し、必要に応じて消防へ通報します。</p>
	<p>C. 非常通報サービス</p> <p>セコムは、「異常」情報を受信したとき、「異常」情報に基づいて、緊急対応員をご利用先に急行させるとともに、ご利用先の指定された電話に速やかに電話します。 電話の結果、異常事態発生と判断したときは、直ちに警察へ通報します。</p>
オプションサービス	<p>D. マイクターサービス (救急通報サービス)</p> <p>セコムは、「異常」情報を受信したとき、「異常」情報に基づいて、緊急対応員をご利用先に急行させるとともに、ご利用先の指定された電話に速やかに電話します。 電話の結果、異常事態発生と判断したときは、 a. 直ちに消防へ通報し、ご利用先への救急車出動を要請します。 b. あらかじめお客様が連絡先として医師(医療機関)を指定された場合は、速やかにご指定先に電話します。 電話連絡がつかないときは、緊急対応員がご利用先で状況を確認し、必要に応じて a、bの処置をとります。</p>
	<p>E. ガス漏れ監視サービス</p> <p>セコムは、「異常」情報を受信したとき、「異常」情報に基づいて、緊急対応員をご利用先に急行させるとともに、ご利用先の指定された電話に速やかに電話します。 電話の結果、異常事態発生と判断したときは、直ちにガス供給会社へ通報し、ご利用先への緊急出動を要請します。 電話連絡がつかないときは、 a. 直ちにガス供給会社へ通報し、ご利用先への緊急出動を要請します。 b. ご利用先でガス供給会社の緊急出動員のガス漏れ点検作業時の援助をします。 c. 必要に応じて消防、警察へ通報します。 ただし、セコムはご利用先でお客様に上記b、cの処置を引き継ぐ場合があります。</p>
	<p>F. 断線監視サービス</p> <p>セコムは、「異常」情報を受信したとき、「異常」情報に基づいて、緊急対応員をご利用先に急行させるとともに、ご利用先の指定された電話に速やかに電話します。 電話の結果、異常事態発生と判断したときは、直ちに警察へ通報します。 電話連絡がつかないときは、緊急対応員がご利用先で異常を確認し、必要に応じて警察へ通報します。</p>
	<p>G. 設備監視サービス</p> <p>セコムは、「異常」情報を受信したとき、「プランニング図面」・「設備情報一覧表」に定められた「対応タイプ」により、以下のいずれかの処置を行います。 対応タイプが「通報」となっている場合は、緊急連絡先のいずれかに、定められた順序に従って速やかに通報します。 対応タイプが「対処・通報」となっている場合は、緊急対応員をご利用先に急行させ異常内容の確認を行い、必要と認められたときは緊急連絡先のいずれかに、定められた順序に従って速やかに通報します。 この場合、緊急連絡先には、セコムから通報を受けた際に速やかにご利用先に急行し、修理、復旧等必要な処置をとり、復旧の完了をセコム・コントロールセンターに連絡するようお願いください。 対応タイプが「対処・応急処置」となっている場合は、緊急対応員をご利用先に急行させ異常内容の確認を行います。 その結果、必要と認められたときは可能な限り応急処置および被害拡大防止処置を行い、緊急連絡先のいずれかに、定められた順序に従って速やかに通報します。この場合、応急処置等に要した保守部品の交換費用はお客様のご負担となります。</p>
	<p>H. ライフ監視サービス</p> <p>セコムとお客様が協議のうえ、あらかじめ設定した時間(12時間を基本とします)を経過してセキュリティ機器の状態変化がない場合を「異常」情報として送信します。 セコムは、「異常」情報を受信したとき、「異常」情報に基づいて、緊急対応員をご利用先に急行させるとともに、ご利用先の指定された電話に速やかに電話します。 電話の結果、異常事態発生と判断したときは、 a. 直ちに消防へ通報し、ご利用先への救急車出動を要請します。 b. あらかじめお客様が連絡先として医師(医療機関)を指定された場合は、速やかにご指定先に電話します。 電話連絡がつかないときは、緊急対応員がご利用先で状況を確認し、必要に応じて a、bの処置をとります。</p>
<p>I. 屋外画像監視サービス</p>	<p>セコムは、お客様の監視カメラまたはセキュリティ機器である監視カメラをセコム・ホームセキュリティに接続し、異常感知により、またはセキュリティ機器であるセコムホンの操作により、これらの画像をセコムに送信するようにします。 セコムは、画像を受信したときは、次のサービスを提供します。 画像により違法行為を明らかに認識したときは、直ちに警察へ通報します。 状況に応じて緊急対応員をご利用先に急行させ異常内容を確認します。その結果、必要と認められたときは警察へ通報します。 あらかじめ設定した内容の音声によるアナウンスを、リスクの程度に応じてセコムの判断により行います。 セコムは必要に応じて、ご利用先に電話またはセコムホンによる連絡を行い、ご利用先の状況を確認します。その結果、セコムが異常事態発生と判断したときは、直ちに警察に通報します。</p>

2. セコム・ホームセキュリティご利用規定の説明(機器レンタルの場合)

(1) 契約期間および契約期間延長について

契約期間はご利用開始日より満5年間です。

例: 1月21日にご利用を開始されたお客様は、5年後の1月20日が契約期間満了日となります。

契約期間満了日の3か月前までに文書(形式は問いません)による終了のお申し入れがない場合は、自動的に1年間契約を延長します。以降、終了のお申し入れがない場合は、同様に1年ごとに延長します。

ご契約いただいてからご利用開始が可能になるまでの期間は「セコム・ホームセキュリティお見積書」をご確認ください。

(2) 保証金の取り扱いについて

セコムは、当初の契約期間(満5年間)満了まで契約を続けていただくことの保証として、セキュリティ機器取り付け完了後にお客様より保証金をお預かりします。従いまして、ご利用開始日から、5年経過後に契約が終了となる場合は、保証金をお返します。なお、保証金はセコムがお客様よりお借りしたものではありませんため、利息はつきません。

保証金は、次のときにお返します。

- ご利用開始日から5年経過後に契約が終了となるとき。
- セコムからの申し入れによる中途終了のとき。
- セコム側の原因による中途終了のとき。

保証金は、次のときお返ししません。

- お客様の理由によりご利用開始日から5年経過前に契約を中途終了されるとき。
- この契約に基づく料金をお支払いいただけなかったことによる中途終了のとき。

(3) ご利用先の変更について

ご利用開始後にご利用先に次の変更がある場合は、適切なサービスを提供するために、お客様側は15日前(移転の場合は1か月前)までにセコムにお知らせください。

- 移転
- 増改築
- 模様替え
- 電話回線の変更など、セキュリティ機器の設置要領に変更が発生するとき
- ご利用先で事業を開始されるとき、または事業内容を変更されるとき
- 用途変更があるとき、住居用で使用されなくなるとき

ご利用先に上記の変更がある場合、セコムはお客様と変更内容を打ち合わせしたうえで、必要に応じて契約内容と契約料金を変更します。セキュリティ機器の増減・移設などが必要になった場合、変更に伴う増設・移設等にかかる費用はお客様のご負担となります。

(4) セキュリティ機器の取り扱いについて

契約終了に際しては、セコムはセキュリティ機器を取り外します。セキュリティ機器の取り外しにかかる費用は、契約期間満了での終了のとき、またはお客様の理由による契約終了のときは、お客様のご負担となります。

例: 2LDKのマンションで7,000円程度、4LDKの戸建てで15,000円程度です。
機器数や工事時間帯によって異なります。

セキュリティ機器は、ビスなどで壁や天井に取り付けます。その取り外しに際して、セコムはパテ埋めや補修プレートの設置など所定の方法で簡易な補修を行います。セキュリティ機器取り付け前の状態には戻しません。

また、特殊接着剤で取り付けられるタイプのガラスセンサーについては、その所有権がセコムにある場合であっても、お客様のご要望があるときを除いてセコムはガラスセンサーを取り外しません(セコムは所有権を放棄します)。また、お客様のご要望により取り外す場合、ガラスへの損傷についてセコムは責任を負いません。

セキュリティ機器取り付け前の状態に戻す場合は、お客様の費用負担となり、セコムでは工事および工事手配は行いません。

なお、セコムがセキュリティ機器取り外しの際に過失により壁を損傷させるなど、通常考えられる程度を超える損傷を発生させた場合は、セコムは責任を負います。

お客様側がセキュリティ機器を壊した場合は、その修復費用についてお客様にご負担いただけます。

(5) お客様の理由による契約期間満了前の解約時の取り扱いについて

お客様が、お客様の理由によりこの契約を当初の契約期間満了前に解約されるときには、次の算式で求められる解約金を直ちにセコムにお支払いいただきます。ただし、もらい火などお客様の解約の理由が真にやむを得ないときは、セコムは解約金の額を減額するか、請求を行いません。解約金とセコムが収納する保証金の合計額が、お客様がセコムの損害額として解約時に負担される金額となります。

$$\text{解約金} = \text{基準月額}^1 \times \frac{1}{5} \times \left[\begin{array}{l} \text{当初契約期間の} \\ \text{残存契約期間月数}^2 \end{array} \right]$$

- 1: 契約終了日現在の契約料金月額(サービスが停止されている場合は、停止前の契約料金月額)。
- 2: 1か月未満の日数は、1か月を30.4日として日割り計算します(小数点第2位以下を切り捨てます)。

例: 1月21日にご利用を開始された契約料金10,000円(消費税別)のお客様がお客様の理由により、4年後の4月30日に解約される場合。(契約期間満了日の1月20日までの残存契約期間は、5月1日から12月31日の8か月と翌年の20日)

(1) 解約金は、次の金額となります。

$$10,000 \text{円} \times \frac{1}{5} \times \left[8 + \frac{20}{30.4} \right] = 17,200 \text{円}$$

(2) 保証金20,000円は、お客様の理由による中途終了のため、お返ししません。

お客様がセコムの損害額として解約時に負担される金額は、(1)(2)の合計金額37,200円となります。

当初契約期間の残存契約期間月数が6か月未満の解約の場合は、お客様のご負担がセコムの平均的な損害額を超えることとなりますので、この規定は適用しません。

(6) お客様から料金をお支払いいただけなかったときの 取り扱いについて

セコム・ホームセキュリティ契約の契約料金をお客様から所定の条件の通りにお支払いいただけなかったとき、セコム本社(東京都渋谷区神宮前 1-5-1 代表取締役社長 原口 兼正)より文書にてお支払を催告します。お客様が催告を受けた日から 20 日以内にお支払いいただけなかったとき、セコムはお客様の事情を考慮のうえ、直ちにこの契約を終了できます。この場合(5)で定める解約金とお支払いいただいていない契約料金およびセキュリティ機器の取り外しにかかる費用をお客様に直ちにお支払いいただきます。

なお、終了の直前に大幅なセキュリティ機器の増設等があり、セコムにこの金額を超える損害が発生したときは、お客様にその超過分を直ちにお支払いいただきます。

(7) 契約料金の変更について

インフレの進行、原油高騰、保険料の大幅値上げ、社会的規模での人件費上昇や法改正などによりコストが増加し、将来にわたって安定したセキュリティの提供が困難になるような事態が発生したとき、セコムは合理的な範囲内で契約料金を変更することができます。この場合、お客様のお申し出により特にやむを得ないときは、セコムはお客様と打ち合わせしたうえで、公平な方向で解決します。

例: ほとんどすべての物価が上昇し、現状の契約料金ではサービス提供が困難になる等の理由で、すべてのお客様の契約料金を一律値上げせざるを得ない場合、セコムからお客様に料金の変更を通知し、新しい契約料金を適用します。
ただし、厳しい状況下においてお客様から合意を得られず解約のお申し出がある場合は、(5)で定める「お客様の解約の理由が真にやむを得ないとき」の取り扱いとします。

(8) サービス提供停止の取り扱いについて

天災やもらい火によるご利用先建物の倒壊や、セキュリティ機器の破壊などで、セコム側の原因によらずセコムのサービスが提供できなくなった場合は、セコムはお客様に連絡することなく、状況発生と同時に状況がやむまでの間、全部または一部のサービスを停止します。

サービス停止の原因がお客様側にある場合は、契約料金をお支払いいただきます。ただし、大幅な増改築など真にやむを得ない理由によりサービスの全部を停止する場合は、停止期間の契約料金を減額するか請求しません。

天災やもらい火によるご利用先建物の倒壊など、お客様側やセコム側の原因によらずサービスの全部が提供できなくなった場合は、サービス停止期間の契約料金を請求しません。なお、サービスの一部が提供できなくなった場合は、契約料金を全額お支払いいただきます。

(9) 契約の終了について

セコムは、経営方針の変更等で契約を終了せざるを得ない場合は、文書により予告してから 3 か月後に契約を終了できます。この規定によって契約が終了したときは、セコムは保証金をお客様にお返しして、解約金を請求しません。セキュリティ機器撤去費用もセコムが負担します。

(10) 事故発生時の損害賠償について

盗難によりご利用先の財物に損害が発生した場合は、セコム・ホームセキュリティ盗難保険により、保険金を保険会社よりお支払いします。(保険金のお支払の対象となる財物、お支払いする保険金の金額および保険金をお支払いできない主な例など詳細については 7 ページの「(1) セコム・ホームセキュリティ盗難保険について」をご覧ください)ただし、セコムに故意または重大な過失があった場合、およびセキュリティ機器により送信された異常情報に対してセコムが適正な対応を怠った場合は、このことによりお客様に発生した損害について、上限を設けず、セコムが補償します。

セコム・ホームセキュリティは事業用のサービスではないため、お客様がセコムに連絡することなくご利用先で事業を開始されたり、事業の内容を変更されたりした場合は、そのことにより発生または拡大した損害について保険は適用されず、保険金は支払われません。ただし、この損害についてセコムに故意または重大な過失があった場合は、セコムが補償します。

セコム・ホームセキュリティ契約の契約料金をお客様から所定の条件の通りにお支払いいただけなかったとき、セコムの事業所よりお客様にお支払いを催促します。お客様が催促を受けられた日から契約料金をお支払いいただくまでの間に発生した損害については、保険金は支払われません。また、お客様はセコムのお支払い催促にもかかわらずお支払いできない特段の理由がある場合を除き、セコムにこの損害の補償を請求できません。ただし、この損害について、セコムに故意または重大な過失があった場合は、セコムが補償します。

緊急対応員が対応時に花瓶を割ってしまったなど、セコムに故意または過失がある場合は、セコムは責任を負います。

(11) お客様情報の取り扱いについて

セコムは個人情報保護法を守るほか、お客様情報の取り扱いについて、以下の通りお約束します。

セコムはお客様の同意を得ることなくお客様側の情報を第三者に提供・開示しません。ただし、次の場合は開示します。

刑事訴訟法に基づく捜査のための要求や弁護士法に基づく弁護士会からの照会など、法律の定めないし法律手続きにより情報の開示が必要な場合。

民事裁判や刑事裁判などでセコム社員の権利または財産を保護するために必要な場合。

火災発生時に消防等にご利用先の家族構成や緊急連絡先を回答する必要があるときや、救急通報サービスの提供時に救急隊員へ搬送先の病院や指定医師を伝える必要があるときなど、お客様側または公共の安全を守るために必要とされる緊急事態の場合。

サービス開始にあたり、NTT等へ接続電話回線の番号や名義等の開示をするなど、セコムがサービスの開始・維持のため合理的事由により必要と判断する場合。

3. セコム・ホームセキュリティオンラインご利用規定の説明(機器お買い取りの場合)

(1) 契約期間および契約期間延長について

契約期間はご利用開始日より満5年間です。

例: 1月21日にご利用を開始されたお客様は、5年後の1月20日が契約期間満了日となります。

契約期間満了日の3か月前までに文書(形式は問いません)による終了のお申し入れがない場合は、自動的に1年間契約を延長します。以降、終了のお申し入れがない場合は、同様に1年ごとに延長します。

ご契約いただいてからご利用開始が可能になるまでの期間は「セコム・ホームセキュリティお見積書」をご確認ください。

(2) ご利用先の変更について

ご利用開始後にご利用先に次の変更がある場合は、適切なサービスを提供するために、お客様側は15日前(移転の場合は1か月前)までにセコムにお知らせください。

- a. 移転
- b. 増改築
- c. 模様替え
- d. 電話回線の変更など、セキュリティ機器の設置要領に変更が発生するとき
- e. ご利用先で事業を開始される時、または事業内容を変更される時
- f. 用途変更がある時、住居用に使用されなくなるとき

ご利用先に上記の変更がある場合、セコムはお客様と変更内容を打ち合わせしたうえで、必要に応じて契約内容と契約料金を変更します。セキュリティ機器の増減・移設などが必要になった場合、変更に伴う増設・移設等にかかる費用はお客様のご負担となります。

(3) セキュリティ機器の取り扱いについて

次の場合を除きセキュリティ機器の設置日より10年間は、その調整、修理または交換の費用をお客様に請求しません。ただし、ご契約有効期間中に限ります。

- a. お客様側に原因があるとき。
- b. 第三者に原因があるとき。
- c. 天災などの不可抗力による時。

ただし、ガスセンサーについては、初回の定期交換分のみセコムが費用負担し交換します。

(4) お客様から料金をお支払いいただけなかったときの取り扱いについて

セコム・ホームセキュリティ契約の契約料金をお客様から所定の条件の通りにお支払いいただけなかったとき、セコム本社(東京都渋谷区神宮前1-5-1 代表取締役社長 原口 兼正)より文書にてお支払を催告します。お客様が催告を受けた日から20日以内にお支払いいただけなかったとき、セコムはお客様の事情を考慮のうえ、直ちにこの契約を終了できます。

(5) 契約料金の変更について

インフレの進行、原油高騰、保険料の大幅値上げ、社会的規模での人件費上昇や法改正などによりコストが増加し、将来にわたって安定したセキュリティの提供が困難になるような事態が発生したとき、セコムは合理的な範囲内で契約料金を変更することができます。この場合、お客様のお申し出により特にやむを得ないときは、セコムはお客様と打ち合わせしたうえで、公平な方向で解決します。

例: ほとんどすべての物価が上昇し、現状の契約料金ではサービス提供が困難になる等の理由で、すべてのお客様の契約料金を一律値上げせざるを得ない場合、セコムからお客様に料金の変更を通知し、新しい契約料金を適用します。

(6) サービス提供停止の取り扱いについて

天災やもらい火によるご利用先建物の倒壊や、セキュリティ機器の破壊などで、セコム側の原因によらずセコムのサービスが提供できなくなった場合は、セコムはお客様に連絡することなく、状況発生と同時に状況がやむまでの間、全部または一部のサービスを停止します。

サービス停止の原因がお客様側にある場合は、契約料金をお支払いいただけます。ただし、大幅な増改築など真にやむを得ない理由によりサービスの全部を停止する場合は、停止期間の契約料金を減額するか請求しません。

天災やもらい火によるご利用先建物の倒壊など、お客様側やセコム側の原因によらずサービスの全部が提供できなくなった場合は、サービス停止期間の契約料金を請求しません。なお、サービスの一部が提供できなくなった場合は、契約料金を全額お支払いいただけます。

(7) 契約の終了について

セコムは、経営方針の変更等で契約を終了せざるを得ない場合は、文書により予告してから3か月後に契約を終了できます。

(8) 事故発生時の損害賠償について

盗難によりご利用先の財物に損害が発生した場合は、セコム・ホームセキュリティ盗難保険により、保険金を保険会社よりお支払いします。(保険金のお支払の対象となる財物、お支払いする保険金の金額および保険金をお支払いできない主な例など詳細については7ページの「(1)セコム・ホームセキュリティ盗難保険について」をご覧ください)ただし、セコムに故意または重大な過失があった場合、およびセキュリティ機器により送信された異常情報に対してセコムが適正な対応を怠った場合は、このことによりお客様に発生した損害について、上限を設けず、セコムが補償します。

セコム・ホームセキュリティは事業用のサービスではないため、お客様がセコムに連絡することなくご利用先で事業を開始されたり、事業の内容を変更されたりした場合は、そのことにより発生または拡大した損害について保険は適用されず、保険金は支払われません。ただし、この損害についてセコムに故意または重大な過失があった場合は、セコムが補償します。

セコム・ホームセキュリティ契約についての重要事項

セコム・ホームセキュリティ契約の契約料金をお客様から所定の条件の通りにお支払いいただけなかったとき、セコムの事業所よりお客様にお支払いを催促します。お客様が催促を受けられた日から契約料金をお支払いいただくまでの間に発生した損害については、保険金は支払われません。また、お客様はセコムのお支払い催促にもかかわらずお支払いできない特段の理由がある場合を除き、セコムにこの損害の補償を請求できません。ただし、この損害について、セコムに故意または重大な過失があった場合は、セコムが補償します。

緊急対応員が対応時に花瓶を割ってしまったなど、セコムに故意または過失がある場合は、セコムは責任を負います。

(9) お客様情報の取り扱いについて

セコムは個人情報保護法を守るほか、お客様情報の取り扱いについて、以下の通りお約束します。

セコムはお客様の同意を得ることなくお客様側の情報を第三者に提供・開示しません。ただし、次の場合は開示します。

刑事訴訟法に基づく捜査のための要求や弁護士法に基づく弁護士会からの照会など、法律の定めないし法律手続きにより情報の開示が必要な場合。

民事裁判や刑事裁判などでセコム社員の権利または財産を保護するために必要な場合。

火災発生時に消防等にご利用先の家族構成や緊急連絡先を回答する必要があるときや、救急通報サービスの提供時に救急隊員へ搬送先の病院や指定医師を伝える必要があるときなど、お客様側または公共の安全を守るために必要とされる緊急事態の場合。

サービス開始にあたり、NTT等へ接続電話回線の番号や名義等の開示をするなど、セコムがサービスの開始・維持のため合理的事由により必要と判断する場合。

4. セコム・ホームセキュリティ盗難保険と建物損害修復費用見舞金について

盗難によりご利用先の財物に損害が発生した場合は、セコム・ホームセキュリティ盗難保険により、保険金をお支払いします。

また、火災や盗難によりご利用先の建物に損害が発生した場合は、建物損害修復費用見舞金をお支払いします。

(1) セコム・ホームセキュリティ盗難保険について

セコムはご利用先に収容中の次の保険の対象について、窃盗または強盗のために生じた盗取、毀損または汚損(以下「盗難」と言います)によるお客様の損害をてん補するために、セコム損害保険株式会社(以下「セコム損保」と言います)を引受保険会社とする盗難保険契約を締結します。

【保険の対象】

【ご利用先の用途を「住宅」としてご契約の場合】

- a. ご利用先の住宅部分に収容中の家財・現金・貴金属・宝石・彫刻物・その他美術品

【ご利用先の用途を「住宅と店舗(併設)」としてご契約の場合】

- a. ご利用先の住宅部分に収容中の家財・現金・貴金属・宝石・彫刻物・その他美術品
b. ご利用先の店舗部分に収容中の商品・什器・備品および現金

ただし、下表に掲載のものは盗難保険の対象外となります。

【保険の対象外】

住宅部分	店舗部分
営業用現金・有価証券・印紙・切手・自動車・原動機付自転車・ヨット・動植物・稿本・設計書・帳簿・勲章・免許状・模型・印章等。	1) お客様が法人の場合における、個人所有の商品・什器・備品および現金。 2) 商品・什器・備品のうち、次のもの。 ● 自動車(二輪車、原動機付自転車、乗用車、展示用車、商用車、自動車ボディ) ● 船舶(5トン以上のモーターボート、ヨット) ● 航空機 ● 加工中、製造中の動産(原材料等) ● 動植物 ● 貴金属、宝石、彫刻物その他の美術品、銃砲刀剣、毛皮、高級呉服 3) 金庫またはそれに類するものに保管されていない現金。

保険責任は、別途定めるサービスの利用開始時または再開時に開始し、解約・解除・満了などによる契約終了時に終了します。付帯される盗難保険の保険金は、盗難保険普通保険約款およびその特約条項に従って支払われます。

ただし、次の場合は、保険によるてん補は行いません。

- a. セコム・ホームセキュリティ契約に定める契約料金を契約条件に従ってお支払いいただいていない間に発生した損害。
b. お客様の事由などセコム側の原因によらない事由によりすべてのサービス提供またはセキュリティ機器の稼働を停止している間に発生した損害。

支払われる保険金の限度額と免責金額は下表の通りです。

	保険の対象	保険金額	免責金額 ¹
住宅部分	現金・貴金属・美術品等	50万円 ²	1事故につき5,000円
	家財	200万円	1事故につき5,000円
店舗部分	現金	50万円 ²	1事故につき5,000円
	商品・什器・備品	200万円	1事故につき5,000円

1 免責金額とは保険金のご請求の際に自己負担していただく金額です。

2 住宅部分と店舗部分をあわせて50万円です。それぞれ50万円の保険金額が適用されるわけではありません。

保険金のご請求について

- a. 盗難事故が発生した場合は、直ちに警察などに届け出るとともにセコムまたはセコム損保にご連絡ください。ご連絡が遅れますと、保険金が支払われない場合があります。
- b. 保険金のご請求に際しては、請求書・盗難届証明書(必要な場合)・損害額の立証書類(写真、修理見積書、領収証等)・その他保険金の支払いにあたりセコム損保が必要と認める書類をセコムまたはセコム損保に提出してください。

【保険金が支払われない主な事故例】

- 保険の対象がご利用先の住宅・店舗外にある間に被った盗難。
- お客様の故意・重過失による盗難。
- お客様の家族・使用人が行った(加担した)盗難。
- 外部からの不法侵入に起因することが、お客様によって証明できない損害。
- 発生後60日以内に気付くことができなかった盗難。
- 戦争・騒じょうなどの事変または地震・火災などの変災の際に被った盗難。
- 窃盗または強盗のために生じた火災または爆発による損害。
- 原子力危険による損害。
- 紛失、万引きによる損害。

(2) 建物損害修復費用見舞金について

火災(自火・類焼)、破裂・爆発や盗難の際の破損・汚損・毀損などの事故によりご利用先の建物(建物所有者と占有者が異なる場合は造作も含まれます)に生じた災害に対して、以下の条件を満たしている場合は所定の手続きをとった後に、建物損害修復費用見舞金(以下「見舞金」と言います)をお支払いします。適用対象期間は、別途定めるサービスの利用開始時または再開時に開始し、解約・解除・満了などによる契約終了時に終了します。ただし、次の場合は、見舞金をお支払いしません。

- a. セコム・ホームセキュリティ契約に定める契約料金を契約条件に従ってお支払いいただいていない間に発生した損害。
- b. お客様の事由などセコム側の原因によらない事由によりすべてのサービス提供またはセキュリティ機器の稼働を停止している間に発生した損害。

お支払いする見舞金の額は下表の通りです。

損害額	見舞金お支払額
100万円以上	100万円
10万円以上、 100万円未満	損害額の範囲内で、かつ、 10万円単位の金額 (10万円未満の金額は切り捨て)
10万円未満	お支払いしません。

見舞金のご請求について

- a. 災害または災害の原因と思われる事故が発生したときは、直ちにセコムにお知らせください。
- b. 損害の内容や損害額を立証する書類、その他見舞金を請求されるにあたりセコムが必要と認める書類をセコムが指定する期日までにセコムに提出してください。

【見舞金が支払われない主な事故例】

- お客様の故意・重過失
- 戦争・変乱、原子力危険
- 地震、噴火、津波等の天災
- 凍結、気温の変化
- 台風、暴風雨等による洪水、高潮、土砂崩れ等による水災

盗難保険と見舞金のお支払いの例

例1: ご利用先が、警戒セットせず「在宅」モードのまま外出中に泥棒が侵入し、現金 80 万円とパソコンや液晶テレビなど家財 120 万円の盗難と窓ガラスを割られる被害に遭い、窓ガラスの修理に 15 万円かかった。

- セコム・ホームセキュリティ盗難保険より、現金の保険金限度額 50 万円と家財の被害金額 120 万円から免責金額の 5,000 円を差し引いた 119 万 5,000 円の合計 169 万 5,000 円が保険金として支払われます。

お客様が他の盗難保険などに加入していた場合は、お客様の保険とセコムの盗難保険で保険金は按分して支払われます。

(独立責任額按分方式)

- 窓ガラスの損害額 15 万円に対し、建物損害修復費用見舞金が適用となり、10 万円が見舞金として支払われます。

例2: ご利用先が「外出セコム」モードに警戒セットして外出中に泥棒が侵入し、緊急対応員が急行したが、例 1 と同じ被害に遭った。

- 例 1 と同じ保険金と見舞金が支払われます。

例3: ご利用先で火災が発生し、セコムが消防へ通報して消防隊の消火活動により鎮火したが、建物の修復費用に 150 万円かかった。

- 建物損害修復費用見舞金が適用となり、100 万円が見舞金として支払われます。

5. 通信回線についてのご注意事項

(1) お客様の固定電話回線の利用について

セコム・ホームセキュリティはお客様の固定電話の通信回線を利用してセコム・コントロールセンターに「異常」情報等を送信します。お客様の電話の種類によっては、新たに必要な装置を設置します。詳細は、下表をご覧ください。

警戒セット / 解除時や「異常」情報送信時、定期送信等の都度通信料金がかかります(アナログ回線使用時に概ね月 1,000 円程度です。ただし、利用頻度・回線の種類・マイライン等で選択する通信事業者によって異なります)。通信料金は、お客様のご負担となります。

(2) 通信回線の切断に対する対応について

「異常」情報等を送信する通信回線の状態を常時監視し、切断があった際はセコムで瞬時に異常として判断し対応する断線監視サービスのご利用をお勧めしています(ご利用先が住宅と店舗(併設)の場合、店舗部分の用途によっては、断線監視サービスのご利用が必須条件になる場合があります)。

断線監視サービスには、以下の3種類の方式があります。提供の可否・方法は、下表をご覧ください。

- a. KDDIの携帯電話網を利用する「無線方式」
- b. NTTの信号監視サービスを利用する「有線方式」
- c. NTTのISDN回線の「Dチャンネルパケット通信サービス」を利用する方式
新たにNTTとの間で、「Dチャンネルパケット通信サービス」のお申し込みが必要となります。

下表の固定電話に無線通信アダプターを設置したお客様は、通常はKDDIの携帯電話網を利用して情報を送信し、この通信網が不通の場合は、お客様の固定電話の通信回線を利用して情報を送信します。そのため、断線監視サービスと同様の安定性と信頼性を確保する仕組みとなっています。

(3) お客様の固定電話がない場合の対応について

固定電話がないお客様の場合、無線通信アダプターを設置し、KDDIの携帯電話網(パケット通信網)を利用してセコム・コントロールセンターに情報を送信します。携帯電話網を利用するため、次の点にご注意ください。

次の場合には、セコム・コントロールセンターに情報を送信できないため、サービスを提供することができません。

- a. 周辺の環境変化などにより無線通信アダプターの設置箇所が携帯電話網の電波圏外となる場合。
- b. 電波妨害、電波障害、携帯電話網が混雑して発信制限されているなどの場合。

セコムは、の状態が恒常的にならないよう、36 時間毎に通信の状況を確認します。通信ができない状態が確認された場合、お客様とセコムはその原因の究明に努め、お客様にはその原因を取り除いていただくか、他の通信回線をお客様の費用負担でご用意いただきます。

(4) ご利用先への連絡手段が携帯電話の場合のご注意

セコム・コントロールセンターが「異常」情報を受信したときのご利用先への連絡手段がお客様の携帯電話への連絡になりますので、電波圏外等でつながらない場合は、ご利用先の状況確認が適切に行えず、セコムから関係機関への出動要請が遅れる場合があります。

(5) 通信回線を変更される場合のご注意

ご利用開始後に通信回線の種類や設定を変更される場合は、サービスを提供できなくなる可能性がありますので、必ず事前にセコムまでお知らせください。変更に伴い工事費用が必要になる場合があります。

(6) 屋外画像監視サービスについてのご注意

屋外画像監視サービスをご利用の場合は、通信回線として「Dチャンネルパケット通信サービス」を付加したNTTのISDN回線が必要です。

お客様の電話の種類 1		接続方法	断線監視サービス
固定電話	NTT 加入電話(アナログ回線)	新たな装置は不要	無線方式 2 / 有線方式
	ソフトバンクテレコム おとくライン(アナログ回線)	新たな装置は不要	無線方式 2
	上記の電話にADSL(Yahoo! BB 等)を付加	ADSLアダプターを設置	無線方式 2
	NTT INSネット64(ISDN回線)	新たな装置は不要	Dチャンネルパケット方式
	ソフトバンクテレコム おとくライン(ISDN回線)	無線通信アダプターを設置 2	断線監視は不要
	KDDI メタルプラス電話・ADSLone電話サービス	無線通信アダプターを設置 2	断線監視は不要
	光電話(NTT B フレッツ 等)	無線通信アダプターを設置 2	断線監視は不要
	CATVの電話サービス(IP網タイプ)	無線通信アダプターを設置 2	断線監視は不要
	J:COMの交換機タイプの地域	無線通信アダプターを設置 2	断線監視は不要
固定電話を使用していないお客様		無線通信アダプターを設置 2	対応していません

1 電話会社名・サービス名は 2008 年 11 月現在のものです。ご不明な点はお問い合わせください。

2 KDDIの携帯電話網を利用しているため、電波圏外になる地域ではご利用いただけません。

携帯電話と同様に電波を発信するため、ペースメーカーを含む一部の医療機器に影響を及ぼす恐れがあります。

6. サービスをご利用いただくにあたって

(1) 連絡先について

ご利用先における異常事態発生を確認した際の連絡先として、ご利用先の電話番号とは別に、緊急連絡先(電話番号と氏名)を3か所以上ご登録いただきます(携帯電話番号も登録できます)。緊急連絡先には、連絡する際の順序をご指定いただけます。マイドクターサービス、ライフ監視サービスをお申し込みの場合は、緊急連絡先とは別に、かかりつけの医師(医療機関)の連絡先も登録できます。

緊急連絡先と医師の連絡先は登録される前に必ず先方の承諾を得てください。

(2) 鍵・ライフカードの管理について

異常事態が発生したときに、緊急対応員がご利用先を点検するために、門扉や玄関などの出入り口の鍵を事前にお預かりします。鍵は、緊急対応員がいち早く駆けつけられるよう予備を含めて2組お預かりします。なお、複製費用はお客様のご負担となります。

お預かりした鍵は、お客様の印と番号管理されたセコムの鍵専用封印シールにより、その場で封印します。

異常事態発生により緊急対応員が封印を破り鍵を使用した場合は、セコムの鍵専用封印シールで封印し、お客様にご連絡します。

外出時の警戒セット/帰宅時の警戒解除に使用するライフカードは4本お渡しします。追加は1本あたり800円(税込840円)です。(2008年11月現在の料金です。料金は予告なく改定する場合があります)

ライフカードの管理には十分にお気をつけください。ライフカードを紛失された場合は、すぐセコムにお知らせください。

(3) 警戒セット・解除時のご注意事項

火災センサー・非常ボタン、ガスセンサー、救急ボタンによる「異常」情報は、24時間監視しています。防犯センサーは、警戒セットで監視状態となります。ご在宅中でも「在宅セコム」「部分セット」をお使いください。誤って警戒中の窓等を開けた場合でも、一定時間内に操作されれば、セコム・コントロールセンターには「異常」情報は送信されません。なお、ガラスセンサーによる「異常」情報は24時間監視しており、警戒解除中(「在宅」モード)であってもガラス破壊をブザーによりお知らせします。

ご在宅中に不審な兆候を感じられた場合には、すぐに、非常ボタンを操作してください。

外出される際は、戸締り、火の元を必ず確認してください。扉や窓が閉まっていて、警戒セットにできた場合でも、鍵がかかっていることがありますので、鍵がかかっていることを確実にご確認ください。

短時間の外出であっても、警戒セットにされることをお勧めします。

(4) フラッシュライトについて

ご利用先で異常が発生するとフラッシュライトが点滅します。ご帰宅時にフラッシュライトが点滅している場合は中に入らず、緊急対応員が到着するまで安全な場所でお待ちください。(マンションの場合等にはフラッシュライトを設置していない場合があります)

(5) 「異常」情報受信時の対応について

セコムは、「異常」情報を受信したときにご利用先に電話し、電話に出られた方が確実にお客様ご本人または同居されるご家族であることを確認するため、下記の内容を質問します。

a. お客様(電話に出られた方)のお名前

b. ハウスコード(事前にお客様にご登録いただく3桁の暗証番号)

ハウスコードをお答えいただけなかった場合は、所定の項目について追加で質問します。

セコムは、ご利用先から「異常」情報を受信し、ご利用先に電話連絡がつかないときは、原則としてお客様に事前に連絡することなくご利用先内部に入り点検を行いますので、下記のご要望がある場合は、必ず事前にセコムにお知らせください。

a. ご利用先の中に入ってほしくない部屋・場所がある場合

b. ご利用先に入る前に、お客様指定の連絡先に事前連絡が必要な場合

緊急対応員は、ご利用先を点検中に遭遇した方に対して必ず身分を確認します。また、必要に応じてセコム・コントロールセンターが緊急連絡先に電話をして遭遇した方の身分を確認することがあります。緊急対応員は遭遇した方の身分が確認できるまでは、自ら身分を証明しませんので、ご了承ください。

セキュリティ機器の電池の交換情報など緊急性の低い「異常」情報を深夜・早朝(概ね22時~8時)に受信した場合は、緊急対応員がご利用先の外周を点検します。この時お客様への電話連絡は控え、お客様のご都合の良い日時にあらためてお伺いして機器を点検します。

(6) 貴重品の保管について

現金や貴金属などの貴重品は、金庫や鍵のかかる収納庫等に保管してください。

(7) 長期のご旅行の場合

長期のご旅行の際、ご旅行期間中の緊急連絡先について変更がある場合はお知らせください。

お客様のご希望により、ご旅行出発予定日時に合わせて以下の内容の「セット忘れ点検」を行います。ご希望の場合は、その都度事前にセコムにお申し付けください。

a. お知らせいただいた日時を一定の時間過ぎても警戒セットされていない場合、セコム・コントロールセンターよりお客様に電話します。ご不在の場合は、緊急対応員が警戒セットします。

b. ご帰宅時に、お客様がご不在中の異常の有無をセコム・コントロールセンターより電話でお知らせします。

(8) ペットについて

ご利用先でペットを放し飼いにされている場合、緊急対応員が扉を開けたときにペットが逃げ出す可能性や、不意にペットと遭遇してしまった場合は、思わぬ事故を招く可能性があります。ペットを現在飼われている、またはそのご予定がある場合は、セコムにお知らせください。

猟犬や大型犬などを飼われている場合は、緊急対応員の身の安全を確保できない可能性もあるため、緊急連絡先の方との合同点検か、緊急連絡先の方がお越しになれないときは、外部からの点検に限定させていただくことがあります。

(9) セコムがご利用先を訪問する場合

セコムの社員がご利用先を訪問する際は、必ず身分証明書を提示します。玄関の扉は不用意に開けず、チェーン等をロックした状態で身分証明書の提示を求め、よく確認したうえで扉を開けてください。

(10) その他のご利用上のご注意事項

サービスをご利用いただくにあたっては、サービス開始時にお渡しする取扱説明書をご確認ください。

7. 個人情報の取り扱いについて

(1) お客様から開示を受けた個人情報の使用目的について

ご契約先ご本人を特定(登録を含む)し、セキュリティ業務等を契約に従って提供するため、ならびにこれに付随してご契約先の緊急連絡先およびその他のご担当者ご本人を特定するため使用させていただきます。

セキュリティ業務に関する、主な使用目的は次のとおりです。

お客様への契約に基づくセキュリティ業務を適正に実施するため、ご契約当事者であるご本人とセキュリティ業務提供の対象となるお客様を確認する場合に使用させていただきます。

緊急事態発生時にお客様が不在の場合、お客様の指定により緊急時に連絡する人あるいは警備担当者(責任者)を確認する場合に使用させていただきます。

セキュリティ業務提供時に必要な場合、特定されたお客様であることを確認する場合に使用させていただきます。

緊急事態発生時にお客様が不在の場合、緊急連絡先の人あるいは警備担当者(責任者)に連絡し、状況によっては現地確認をお願いいたしますが、その際特定した緊急連絡先の人あるいは警備担当者(責任者)であることを確認するために使用させていただきます。

セキュリティプランニングを確認し、あるいは警報機器の設置工事(保守点検・機器障害対処)を行う場合に使用させていただきます。

お客様の急病時に医療機関へ通報するために使用させていただきます。

位置情報提供サービスを実施するために使用させていただきます。

お客様のIDカード等を作成するために使用させていただきます。

サービス代金、売却商品代金等の支払を受ける手続きのために使用させていただきます。

(2) お客様の個人情報を前頁の使用目的以外に利用する場合

お客様の個人情報のうち、ご契約当事者の氏名・住所・連絡先(電話番号・電子メールアドレス)および商品の設置先またはサービスの提供先の名称・住所・連絡先(電話番号・電子メールアドレス)に限り次のとおり利用させていただきます。なお、法人のお客様の場合につきましては、代表者の氏名・担当者(責任者)の氏名ならびに公知の役職者の氏名について、法人の住所とともに次のとおり利用をさせていただきます。また商品の設置先またはサービスの提供先が個人の場合は、その名称・住所・連絡先(電話番号・電子メールアドレス)に限り、次のとおり利用させていただきます。

セコム株式会社・セコムグループ各社(セコム株式会社が直接間接を問わず総議決権の過半数にあたる株式、出資持分を保有する会社をいいます。)および提携会社の情報をお知らせするため。なお、提携会社の情報の提供は、セコムグループ各社が機関誌等のお客

様に対する情報提供媒体にセコムグループ各社の責任においてお客様にとって有用な情報を掲載する方法によります。

新商品・新システムを開発した場合、その情報をお知らせするため。またご採用いただいている商品・サービス以外の商品・サービスに関するセコム株式会社・セコムグループ各社および提携会社の情報をお知らせするため。

個人情報を集計し、個人を識別することができない統計データを作成し、セキュリティ等の必要性を分析しその普及に利用するため。

お客様のご満足度の調査、サービスの向上ならびにシステムを改良・開発するため。

営業活動またはお客様の安心・安全に関わる新たなご提案等で訪問するため。

会報誌をお届けするため。

なお、セコム株式会社はお客様との契約が終了した後にあっても前述で制限した範囲でお客様の個人情報を利用する場合があります。

(3) お問い合わせ、アンケート、ご要望等で取得した個人情報の利用目的について

前項で制限した範囲の個人情報を以下のとおり利用させていただきます。

お申し込み先等のご本人の特定のため。

ご請求のあった資料をお届けするため。

契約に関するご案内文書等をお届けするため。

その他必要なご案内状、ご挨拶状をお届けするため。

応募いただいた懸賞などに対する景品等をお届けするため。

お客様のご要望を処理するため、また記録するため。

メールマガジンの送信のため。

お客様に、セコム株式会社およびセコムグループ各社の製品およびサービスの提供をするために、セコム株式会社およびセコムグループ各社のサービスや製品などの情報をお知らせするのに利用させていただきます。

(4) 共同利用

セコム株式会社とセコムグループ各社は、それぞれ商品、サービスをお客様に紹介するために、(2)で制限した範囲の個人情報を共同利用します。

前記において当該個人データの管理について責任を有する者は次のとおりです。

セコム株式会社 本社 業務本部

電話番号:03-5775-8330 FAX 番号:03-5770-0795

8. お客様ご相談窓口

お客様のご相談は、下記の「お客様サービスセンター」にて承っています。

会社名	郵便番号	住所	電話番号
セコム株式会社	150-0001	東京都渋谷区神宮前 1-5-1	0120-33-6624
セコム上信越株式会社	950-8557	新潟県新潟市中央区新光町 1-10	025-281-5000
セコム佐渡株式会社	952-1212	新潟県佐渡市泉 1031-5	0259-63-5100
セコム北陸株式会社	920-0918	石川県金沢市尾山町 3-18 金沢東京海上ビル	076-222-2296
セコム山梨株式会社	400-0047	山梨県甲府市德行 3-12-25 セコム山梨ビル	055-220-7700
セコム三重株式会社	514-0015	三重県津市寿町 14-15 セコム津ビル	059-226-2552
セコム山陰株式会社	690-0816	島根県松江市北陵町 34	0852-23-6000
セコム高知株式会社	780-0832	高知県高知市九反田 4-26	088-884-8888
セコム宮崎株式会社	880-0055	宮崎県宮崎市南花ヶ島町 34-5	0985-32-2111
セコム琉球株式会社	900-0033	沖縄県那覇市久米 2-3-15 C0那覇ビル	098-862-2221

下記の社団法人全国警備業協会および各都道府県警備業協会「消費者契約相談所」でも、お客様のご相談を承っています。

警備業協会名	電話番号	警備業協会名	電話番号	警備業協会名	電話番号
全国警備業協会	03-3342-5821	山梨県警備業協会	055-228-2559	島根県警備業協会	0852-31-6110
北海道警備業協会	011-242-8800	長野県警備業協会	026-226-1211	岡山県警備業協会	086-231-6240
青森県警備業協会	017-775-2230	静岡県警備業協会	054-253-3661	広島県警備業協会	082-245-2372
岩手県警備業協会	019-622-5275	富山県警備業協会	076-422-5531	山口県警備業協会	083-925-0336
宮城県警備業協会	022-371-0310	石川県警備業協会	076-281-6670	徳島県警備業協会	088-655-5022
秋田県警備業協会	018-824-5507	福井県警備業協会	0776-21-6914	香川県警備業協会	087-862-9031
山形県警備業協会	023-644-7685	岐阜県警備業協会	058-276-0778	愛媛県警備業協会	089-931-4334
福島県警備業協会	024-523-4911	愛知県警備業協会	052-261-4737	高知県警備業協会	088-824-3404
東京都警備業協会	03-5818-6070	三重県警備業協会	059-223-1094	福岡県警備業協会	092-471-0300
茨城県警備業協会	029-248-7213	滋賀県警備業協会	077-523-5447	佐賀県警備業協会	0952-38-2016
栃木県警備業協会	028-658-2010	京都府警備業協会	075-316-1611	長崎県警備業協会	095-825-2988
群馬県警備業協会	027-252-1919	大阪府警備業協会	06-6973-7612	熊本県警備業協会	096-381-2016
埼玉県警備業協会	048-640-5388	兵庫県警備業協会	078-252-0166	大分県警備業協会	097-555-9970
千葉県警備業協会	043-246-3205	奈良県警備業協会	0742-35-0285	宮崎県警備業協会	0985-28-0518
神奈川県警備業協会	045-450-3701	和歌山県警備業協会	073-432-3694	鹿児島県警備業協会	099-224-4490
新潟県警備業協会	025-281-8125	鳥取県警備業協会	0857-29-4399	沖縄県警備業協会	098-963-5320

上記のお客様ご相談窓口の名称、所在地、電話番号は変更することがありますのであらかじめご了承ください。

9. セコム・ホームセキュリティご利用規定(機器レンタルの場合)

1. (目的)

お客様は、セコムより、お客様自らまたはその指定する方がその安全を確保するために利用するセキュリティ機器(ステッカー・シールを含みます)を借り受けるものとします。

セキュリティ機器の種類、個数、設置場所の図面については、別記の見積番号のお見積書によります。なお、ご利用開始時までに変更が生じたときは、別途セコムよりお客様に文書により通知します。

セキュリティ機器はセコムの所有とします。

お客様側は、取扱説明書等に基づいてセキュリティ機器を利用し、またその正常動作を確保するものとします。

お客様側は、セキュリティ機器の異常を知ったときは直ちにセコムに通知し、点検を要請します。セコムはお客様より通知を受けたときは速やかに点検を行い、必要に応じて修理または交換を行います。その費用はその原因がお客様側にある場合はお客様が負担するものとします。

セコムは、セキュリティ機器により送信された異常情報をそのセンターで受信したときはセコム・ホームセキュリティサービス(以下「サービス」といいます)を提供します。

2. (契約料金)

セキュリティ機器の増減等契約内容の変更により契約料金の変更が必要となったときは、セコムはお客様と協議し、契約料金を変更することができます。

契約料金が経済情勢に鑑みて著しく不相当な場合等の事態が発生したときは、セコムは合理的範囲内で契約料金を変更することができます。この場合、お客様の申し出により特にやむを得ないときは、セコムはお客様と協議し合意のうえ両者にとって公平な方向で解決するものとします。

3. (保証金)

お客様は、保証金をセキュリティ機器取付完了後、セコムに預託するものとします。

次のときは、保証金は返還されます。

- 当初契約期間満了日以降の終了のとき
- 第8項による中途終了のとき
- セコム側の原因による中途終了のとき

次のときは、セコムは保証金を返還しません。

- 第9項による中途終了のとき
- 第10項による中途終了のとき

4. (サービス提供の一時停止)

お客様側の原因(契約料金のお支払いがない場合を含みます)ならびにお客様側およびセコム側の原因によらないでサービスを提供することができなくなったときは、その状態のやむまでの間、セコムはサービスの提供を停止します。この場合、セコムはサービスの提供についての義務を一切まぬがれるものとします。

お客様側の原因によるサービス停止期間については、お客様は契約料金を支払うものとします。ただし、お客様側の原因が真にやむを得ないときは、セコムはこれを減額するか、または請求を行わないことができます。

5. (変更)

お客様側は次のときは、15日前までに(移転の場合は1か月前までに)セコムに通知するものとします。

- 移転
- 増改築
- 模様替え
- その他セキュリティ機器の設置要領に変更が発生するとき(通信回線の変更を含みます)
- 事業を開始し、または契約時もしくはその後の事業内容を変更するとき
- 用途変更があるとき、住居用に使用しなくなるとき

この場合、セコムは必要に応じお客様の費用負担でセキュリティ機器の増設、変更等を行います。

6. (譲渡禁止)

お客様およびセコムは相手方の同意なしではこの契約に関する権利・義務を第三者に譲渡できません。

7. (有効期間)

この契約の有効期間は、この契約の締結日以降お客様がセキュリティ機器の利用を開始した日から満5年間とします。ただし期間満了の3か月前までに文書による満了の申し出がないときは、この契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

8. (終了)

セコムはやむを得ない理由が発生したときは、3か月前までに文書をもって予告することにより、この契約を終了させることができます。

- お客様が、お客様の理由によりこの契約を当初契約期間満了前に解約するときは、次の算式で求められる解約金を直ちにセコムに支払うものとします。この金額とセコムが収納する保証金の合計額が、お客様が負担する金額となります。

$$\text{解約金} = \text{基準月額} \times \frac{1}{5} \times \left[\begin{array}{l} \text{当初契約期間の} \\ \text{残存契約期間月数} \end{array} \right]$$

基準月額: この契約の終了日現在の契約料金月額

(サービスが停止されているときは、停止前の契約料金月額とします)

お客様の解約の申し出が真にやむを得ないときは、セコムは解約金の額を減額するか、または解約金の請求を行わないものとします。

- セコムは、お客様がこの契約に基づく料金をその支払期日到来日に支払わないときは、文書により直ちに支払うべきことを催告します。この場合、お客様が催告された日から20日以内に支払いをなさないときは、セコムはお客様の事情を勘案のうえ直ちにこの契約を終了させることができます。この場合お客様は、セコムに対して、前項で定める金額を直ちに支払うものとします。この金額とセコムが収納する保証金の合計額が、お客様が負担する金額となります。なお、セコムにこの金額を超える損害が発生したときにはお客様はセコムにその超過分を直ちに支払うものとします。

11. (セキュリティ機器の取り外し等)

この契約が終了したときは、セコムはセキュリティ機器を取り外すことができます。この取り外しに要する費用は、契約期間の満了およびお客様の事由による契約の終了のときはお客様の負担とします。セキュリティ機器の取り外しに際しては、セコムはセコム所定の補修を行います。セキュリティ機器取り付け前の状態に戻す費用はお客様の負担とします。ただし、セコムがセキュリティ機器取り外しの際に通常必要な損傷の程度を超える損傷を与えた場合はセコムは責任を負います。

セキュリティ機器に発生した損害は、その原因がお客様側にあるときはお客様の負担とします。

12. (責任)

別途定める対物保険がかけられているものについての保険金額を超える損害については、お客様はセコムの責任を問わないものとします。保険適用外の損害についても同様とします。ただし、セコムに故意、重大な過失がある場合、およびセコムがセキュリティ機器により送信された異常情報に対し、過失などにより適正な対応を怠るなど、セコムの責によりお客様に損害が発生した場合は、この限りではありません。

第5項 - eの通知がなされないことに起因して発生または拡大した警備事故による損害については、保険は適用されないものとし、またお客様はセコムに対し、セコムに故意、重大な過失がある場合を除き損害賠償請求をすることができないものとします。

お客様がこの契約に定める契約料金を所定の支払期日が到来したにもかかわらず支払っていない間に発生した警備事故による損害については、保険は適用されないものとします。この場合セコムには契約上のサービス提供責任はないものとし、セコムに故意または重大な過失があるときを除きセコムは損害賠償責任を負わないものとします。このことは、お客様の未払の契約料金の支払義務には何ら影響を与えないものとします。

セコムの従業員の対処時の器物の損壊などセコムに不法行為責任がある場合はセコムが責任を負います。

13. (お客様の情報)

次の場合を除き、セコムはお客様の同意を得ることなくお客様の情報を第三者に提供・開示しません。

法律の定めなしし法律手続きにより開示が必要とされる場合

セコムの権利または財産を保護するために必要な場合

お客様または公共の安全を守るために必要とされる緊急事態の場合

セコムがサービスの維持のため合理的事由により必要と判断する場合

14. (協議事項)

この契約の取り決めについて疑問が生じたとき、またはこの契約に定めのないことについては、お客様・セコム双方誠意をもって協議し、これを解決するものとなります。

10. セコム・ホームセキュリティオンラインご利用規定(機器お買い取りの場合)

1. (目的)

セコムは、お客様または第三者の所有に属するセキュリティ機器をセコムのコントロールセンターにオンラインし、セコム・ホームセキュリティサービス(以下「サービス」といいます)を提供します。

セキュリティ機器の種類、個数、設置場所の図面については、別記の見積番号のお見積書によります。なお、ご利用開始時までに変更が生じたときは、別途セコムよりお客様に文書により通知します。

お客様はサービスの提供を受けるにあたり、ステッカー・シールをセコムから借り受けるものとします。

お客様側は、取扱説明書等に基づいてセキュリティ機器を利用し、またその正常作動を確保するものとします。

お客様側は、セキュリティ機器の異常を知ったときは直ちにセコムに通知し、点検を要請します。セコムはお客様側より通知を受けたときは速やかに点検を行い、点検の結果必要があると認められたときは、お客様側の申し出に基づき、速やかに調整、修理または交換(電池交換を含みます)を行います。

2. (修理および交換費用)

次の場合を除き当初の10年間はセキュリティ機器の調整、修理または交換の費用をお客様に請求いたしません。ただし、この契約の有効期間中に限ります。

- a) お客様側に原因があるとき
- b) 第三者に原因があるとき
- c) 天災などの不可抗力によるとき

ただし、ガスセンサーについては、初回の定期交換分のみセコムの負担でセコムがガスセンサーの交換を行うものとします。

3. (契約料金)

契約内容の変更が必要となったときは、セコムはお客様と協議して、契約料金を変更することができます。

契約料金が経済情勢を鑑みて著しく不相当な場合等の事態が発生したときは、セコムは合理的範囲内で契約料金を変更することができます。この場合、お客様の申し出により特にやむを得ないときは、セコムはお客様と協議し合意のうえ両者にとって公平な方向で解決するものとします。

4. (サービス提供の一時停止)

お客様側の原因(契約料金のお支払いがない場合を含みます)ならびにお客様側およびセコム側の原因によらないでサービスを提供することができなくなったときは、その状態のやむまで、セコムはサービスの提供を停止します。この場合、セコムはサービスの提供についての義務を一切まぬがれるものとします。

お客様側の原因によるサービス停止期間については、お客様は契約料金を支払うものとします。ただし、お客様側の原因が真にやむを得ないときは、セコムはこれを減額するか、または請求を行わないことができます。

5. (変更)

お客様側は次のときは、15日前までに(移転の場合は1か月前までに)セコムに通知するものとします。

- a) 移転
- b) 増改築
- c) 模様替え
- d) その他セキュリティ機器の設置要領に変更が発生するとき(通信回線の変更を含みます)
- e) 事業を開始し、または契約時もしくはその後の事業内容を変更するとき
- f) 用途変更があるとき、住居用に使用しなくなるとき

この場合、セコムは必要に応じお客様の費用負担でセキュリティ機器の増設、変更等を行います。

6. (譲渡禁止)

お客様およびセコムは相手方の同意なしではこの契約に関する権利・義務を第三者に譲渡できません。

7. (有効期間)

この契約の有効期間は、この契約の締結日以降お客様がセキュリティ機器の利用を開始した日から満5年間とします。ただし期間満了の3か月前までに文書による満了の申し出がないときは、この契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

8. (終了)

セコムはやむを得ない理由が発生したときは、3か月前までに文書をもって予告することにより、この契約を終了させることができます。

9. セコムは、お客様がこの契約に基づく料金をその支払期日到来日に支払わないときは、文書により直ちに支払うべきことを催告します。この場合、お客様が催告された日から20日以内に支払いをなさないときは、セコムはお客様の事情を勘案のうえ直ちにこの契約を終了させることができます。

10. (責任)

別途定める対物保険がかけられているものについての保険金額を超える損害については、お客様はセコムの責任を問わないものとします。保険適用外の損害についても同様とします。ただし、セコムに故意、重大な過失がある場合、およびセコムがセキュリティ機器により送信された異常情報に対し、過失などにより適正な対応を怠るなど、セコムの責によりお客様に損害が発生した場合は、この限りではありません。

第5項 - eの通知がなされないことに起因して発生または拡大した警備事故による損害については、保険は適用されないものとし、またお客様はセコムに対し、セコムに故意、重大な過失がある場合を除き損害賠償請求することができないものとします。

お客様がこの契約に定める契約料金を所定の支払期日が到来したにもかかわらず支払っていない間に発生した警備事故による損害については、保険は適用されないものとします。この場合セコムには契約上のサービス提供責任はないものとし、セコムに故意または重大な過失があるときを除きセコムは損害賠償責任を負わないものとします。このことは、お客様の未払の契約料金の支払義務には何ら影響を与えないものとします。

セコムの従業員の対処時の器物の損壊などセコムに不法行為責任がある場合はセコムが責任を負います。

11. (お客様の情報)

次の場合を除き、セコムはお客様の同意を得ることなくお客様の情報を第三者に提供・開示しません。

- 法律の定めないし法律手続きにより開示が必要とされる場合
- セコムの権利または財産を保護するために必要な場合
- お客様または公共の安全を守るために必要とされる緊急事態の場合
- セコムがサービスの維持のため合理的事由により必要と判断する場合

12. (協議事項)

この契約の取り決めについて疑問が生じたとき、またはこの契約に定めのないことについては、お客様・セコム双方誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

セキュリティ機器とは以下の機器をいいます

ホームコントローラー、バッテリー、有線インターフェース、セットボックス、セット解除ボックス、レピーター、サブコントローラー、電源装置、アンテナ、非常ボタン、フラッシュライト、スイッチボックス、搬送中継器、火災送信機、熱感知器、煙感知器、ガス送信機、ガスセンサー、侵入送信機、キャンセルボタン、マグネットセンサー、ジャロジーセンサー、シャッターセンサー、ガラス送信器、ガラスセンサー、空間監視送信器、空間センサー、回路表示器、マイドクター、プザーボックス、増設スピーカー、移報出力インターフェース、マルチ送信器、金庫センサー、振動センサー、リレーボックス、ポインター、赤外線センサー、断線監視アダプター、通信回線接続用アダプター、サージプロテクター



この書類は重要ですので大切に保管してください。